

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定医制度規則施行細則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 この細則に定めるものの他、認定医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 認定研修

第3条 規則第6条第1項2)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

- 1) 本会学術大会に1回以上出席しなければならない。
- 2) 本会学術大会時指定研修を3回以上受講しなければならない。

第4条 規則第6条第1項3)の細目は、次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当症例3例以上（すべて高齢者の特性に配慮した症例及び事例、調査）を報告する。

- 1) 自立支援に繋がる歯科治療経験
- 2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- 3) 歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）
- 4) 全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）
- 5) 通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）
- 2) 前項に定める臨床経験等の報告書については本会指導医（以下「指導医」という）の証明を必要とする。なお、規則第4条第2項または第7条による申請者で認定制度委員会（以下「委員会」という）が指定する指導医の証明を希望する者は、認定申請3ヶ月前までに報告書を委員会に提出しなければならない。

第3章 新規認定

(申請書類)

第5条 認定医資格の新規認定を申請する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 日本国歯科医師免許証（写）
- 4) 歯科医師臨床研修修了登録証（写・必要な人）
- 5) 本会会員歴証明書（様式3）
- 6) 研修証明書（様式4）
- 7) 学術大会、研修会等出席記録（必要な場合は様式5-1、5-2及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
- 8) 認定医試験申請書（様式6）
- 9) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等（症例及び事例、調査）の報告書（様式7-1、7-2）

(審査)

第6条 申請書類の内容が認められた者は、規則第9条に定める認定試験を受験することができる。

第7条 認定試験は、認定医審査ポスターにおけるプレゼンテーションの内容を含む口頭試問及び記述試験を実施する。

- 2 認定医審査ポスターのプレゼンテーション症例は、本細則第4条による担当症例のうち1例とする。
- 3 認定医審査ポスタープレゼンテーションは、原則、本会学術大会時に実施する。
- 4 委員会は、認定試験の審査員を若干名置くことができる。
- 5 審査員は、指導医の中から委員会委員長が指名する。

第4章 更新認定

(更新認定 研修単位)

第8条 規則第12条に基づく認定医の資格更新に必要な研修単位(別表1)は44単位とする。

- 2 前項単位の必須要件として、本会主催及び共催研修に該当する研修(別表1の1)を30単位以上とし、本会学術大会への参加を1回以上含むこと。
- 3 認定期限の1年前より更新申請を受付ける。

(終身認定)

第9条 認定医であって更新申請時に満60歳を超えた者は、終身資格を申請することができる。(様式14)

- 2 終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
- 3 終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
- 4 終身資格者の認定情報は、公表しない。

(更新申請書類)

第10条 認定医の資格を更新する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医更新申請書(様式9)
- 2) 学術大会、研修会出席記録(必要な場合は様式10-1、10-2及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと)
- 3) 必要な場合は業績目録(様式11および業績となる論文あるいは抄録等の写しを添付のこと)
- 4) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

第5章 申請料

第11条 審査料ならびに登録料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000円
- 2) 登録料 30,000円
- 3) 更新審査料 30,000円

第6条 補則

第12条 この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常

任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 19 年 1 月 27 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 22 年 1 月 30 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。
- 6 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 この規則は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。
- 8 この規則は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。
- 9 この規則は、平成26年6月12日から施行する。
- 10 この規則は、平成26年10月2日から施行する。
- 11 この規則は、平成26年12月11日から施行する。
- 12 この規則は、平成28年6月17日から施行する。
- 13 この規則は、平成29年8月8日から施行する。
- 14 この規則は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。
- 15 この規則は、令和元年 6 月 5 日から施行する。